

いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条〕

(2) いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どの児童生徒にも、起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③いじめは、大人の気付きにくいところで行われていることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 具体的ないじめの例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れないと
 - ・席を離される
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
 - ・脅され、金品を取られる
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる
 - ・写真、鞄、靴等を傷つけられる
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）のグループから故意に外される

2 いじめ対策組織

上諫早小学校いじめ防止対策委員会

構成員：校長・教頭・教務・生活指導主任・担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて、心のケア相談員・特別支援教育補助員・育友会役員・学校支援会議委員・
校医・学校評議員・民生委員・スクールカウンセラー 等

役割：①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめ対策チームの組織化
④いじめに係る情報の収集、記録・共有
⑤重大事態発生時における組織的対応の中核

(1) 育友会との連携

- 児童が発する変化のサインに気付いた時は
早急に学校へ相談することの大切さを伝える。
- いじめ防止に関する情報を発信する。
(学校だより、学校HP、学級通信等)
- いじめが起きた時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校における状況を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係に関する情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決を図るようなことはしない。
- 子どもに关心をもち、寂しさやストレスに
気付くことができるよう意識の啓発
- 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発
- 家族の子育てへの積極的参加を啓発

(2) 児童会

自分たちの学校生活の向上と充実のために
諸問題について話し合い解決を図る

- 代表委員会…「上小をもっとよくしよう」
- 委員会活動…協力し合って役割分担を果たす。
- 集会活動(毎月第3水曜日)

(3) 関係機関

- 諫早市教育委員会学校教育課 (22-1500)
- 諫早市少年センター (22-2551)
- 長崎県教育センター教育相談室 (52-9241)
- 長崎こども女性障害者支援センター
(095-844-6166)
- こころの緊急支援チーム (53-9905)
- 諫早警察署生活安全課 (22-0110)
- 法務局 (22-0475)

(4) いじめの防止について ~いじめを生まない学校づくり~

- 校内指導体制の確立
 - ・特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心とした一致協力した指導体制を確立
- 教師の指導力の向上
 - ・「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料」等の活用
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - ・「いじめは人間として決して許されるものではないこと」を教育週間や人権週間等で指導
 - ・あいさつや言葉遣いの指導を徹底する(相手を尊重し、大切に心情の醸成)
- 道徳性を養う道徳教育の充実
 - ・「考える道徳」「議論する道徳」への授業改善
- わかる授業・できる授業の実践
 - ・児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践
 - ・一人一人が活動できる学習活動
- 子どもの自己肯定感の育成
 - ・日記や連絡帳の活用(励ましのコメント記入)
 - ・学級や学校内で自他の良さを認め合う場の活用

- 子どもの自己指導能力の育成
 - ・学級活動や児童会活動等でいじめ防止等に関する取組
 - 学校として特に配慮が必要な児童への対応
 - ・発達障害のある児童、帰国子女児童、外国人児童、性同一性障害等の児童、災害被災児童等について、日常的に適切な支援を行い、保護者と連携して周囲の児童に対して必要な指導を組織的に行う。
 - 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・年度初めに学校の基本方針や保護者の責任を明らかにし、理解を得る。（育友会総会、学校だより、学校ホームページ等）
 - 学校いじめ防止基本方針による取組の評価
 - ・いじめ問題への取組に関する評価項目を学校評価に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。
 - 【いじめの防止について】～児童の取組～**
 - 自分たちの学校生活の向上と充実のため、校内の諸問題について話し合い、解決を図る。
 - ・代表委員会　・児童会活動　・委員会活動　・学級活動　・クラブ活動　など
 - 【いじめの防止について】～保護者の取組～**
 - 子どもが悩みや相談を言いやすい親子関係づくりを心がける。
 - 子どもの自立を促す家庭教育を行う。
 - よいこと・悪いことをきちんと教える。
 - 命の大切さについて子どもに伝える。
 - 子どもは親から愛されていることを常に伝える。
 - 子どもの良さをほめてあげる。
 - いやなことはいやだと相手に伝えることの大切さを教える。
 - 自制する心を育てる。
- [保護者の責務]** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- (いじめ防止対策推進法第9条)

(5) 早期発見の取組

～教職員の取組～

- 教職員による観察や情報交換
 - ・生徒指導連絡会で情報提供と情報共有を行う。
- 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施
 - ・毎学期、いじめに関するアンケート（気になること・いやなことはありませんかアンケート）を実施する。
- 教育相談体制の整備
 - ・毎学期、個人面談を実施するとともに必要に応じて面談を行う。
 - ・心のケア相談員、専門家の活用
- 情報の収集
 - ・日記や自学ノート、連絡帳などで状況を把握する。
 - ・各家庭、育友会、各町内会（本明・目代）等の地域団体との連携
- 相談機関等の周知
 - ・学校以外の相談窓口について周知や広報を行う。

諫早市教育委員会学校教育課 (22-1500) 諫早市少年センター (0120-37-0537)

長崎県教育センター教育相談室 (0957-52-9241)

長崎県子ども・若者総合相談センター【ゆめおす】 (095-824-6325)

いじめ相談ホットライン (0570-078310)

こころの電話 (095-847-7867)

子ども家庭 110 番 (095-844-1117)

ヤングテレホン (0120-786-714)	親子ホットライン (0120-72-5311)
長崎いのちの電話 (095-842-4343)	子どもの人権 110 番 (0120-007-110)
24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)	

～児童の取組～

- いじめと感じるようなことがあったら、担任や親に相談する。
- 周りの友達の様子で気になることがあったら声をかけたり、担任に相談したりする。
- 学級内にひとりぼっちの友達がいないようにお互いに声をかけあう。
- 友達から相談されたら真剣に話を聞いてあげる。

～保護者の取組～

- 子どもとの対話を大切にし、学校での様子や友達との関係について確認をする。
- 子どもの表情、仕草、服装、持ち物などについて常に気を配り、異常がないか確認する。
- 子どものことで気になることがあいたら、学校・関係機関等にためらわずに相談する。

(6) いじめのチェックリスト

いじめられている子どもが 発するサイン	家庭でのチェックポイント	学校での生活場面での チェックポイント
①体や体調 ②態度やしぐさ ③友達との関係 ④生活面	①表情 ②服装 ③持ち物 ④金銭 ⑤家庭学習 ⑥態度やしぐさ ⑦体や体調 ⑧友人関係	①学級の雰囲気 ②登校時や朝の会 ③授業時間 ④給食時間 ⑤休み時間 ⑥掃除や諸活動 ⑦学級活動や班・係活動 ⑧放課後

(7) いじめが発生した場合の対応

学級担任等、個人で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。

① いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけに見えてもいじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。

② 組織的な対応

- ・発見・通報を受けた教職員一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

③ いじめられた児童及びその保護者への対応

- ・いじめられている児童から事実関係の聴取を行い、その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

・心のケア相談員を活用するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を行う。

・いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

・確実な情報を保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

⑤ いじめの事実調査

・アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

⑥ 集団への働きかけ

・はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑦ ネット上のいじめへの対応

・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(8) いじめ解消の2つの要件

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目安とする）。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人とその保護者との面談等で確認）

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する必要がある。

※いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。

※進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(9) 重大事態発生時の対処

重大事態とは

① いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・児童が自殺を図った場合
- ・金品等の重大な損害を受けた場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるとき

③ 児童や保護者からいじめによる重大な事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態発生時の連絡体制

① 発見者→担任→生活指導主任→教頭→校長

② 校長→教育委員会学校教育課

※緊急時には臨機応変に対応

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告

※必要に応じて警察等関係機関に通報

重大事態発生時の初動

- ① 被害児童の保護・ケア
- ② 加害児童への働きかけ

③ いじめ対策委員会の招集

④ 教育委員会学校教育課への報告と連携

※「諫早市いじめ防止基本方針」の定める重大事態への対処方針に従って、調査やその後の対応を行う。

⑤ アンケート調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する

⑥ 警察への通報など関係機関との連携

(10) いじめ防止に関する年間計画 ※毎月初めにアンケート実施

月	活動内容	月	活動内容
4	○「気になることアンケート」実施について説明 ○生活指導連絡会 ○家庭訪問	10	○生活指導連絡会
5	○生活指導連絡会 ○運動会	11	○生活指導連絡会 ○学習発表会
6	○生活指導連絡会	12	○人権集会
7	○生活指導連絡会 ○学級懇談会	1	○生活指導連絡会 ○授業参観・学級懇談会
8	○平和集会	2	○生活指導連絡会 ○授業参観・学級懇談会（6年） ○次年度計画文書の作成
9	○夏季休業中の児童の様子の情報交換 ○生活指導連絡会 ○授業参観・学級懇談会	3	○授業参観・学級懇談会 ○年間の取り組みの検証 ○引き継ぎシートの作成・確認 ○次年度計画の説明